

土木工事などによる埋蔵文化財の取扱いについて

河内長野市内において、あらゆる土木工事や建物を施工する場合、**施工場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するか（及び調査済みか等）**確認する必要があります。建築確認・開発申請を提出される場合、都市計画担当課等でチェックを行います。同時に計画段階で事前に文化財担当課へご相談下さい。

1. **周知の埋蔵文化財包蔵地**（本市HP「**かわち一ず**」で**範囲確認可**）で地面掘削等を伴う土木工事を行う場合
※**高野街道や天野街道などの街道は、建物等の敷地が街道と接している場合は包蔵地範囲内扱い**となります
- A **埋蔵文化財発掘の届出**について ※様式は大阪府文化財保護課HPよりダウンロード可（本課HPリンク有）
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、**発掘届出書（「埋蔵文化財発掘の届出について」）を工事に着手しようとする60日前までに**、大阪府教育委員会教育長に届出（**文化財保護法第93条。提出は2部必要**（本市**社会教育第2課 文化財保護グループ**へ提出））が必要です。そのうち1部を大阪府教育委員会へ送ります（**施主の押印は不要。添付書類にも施主・代理人の押印は不要**）。

※届出書の表紙には**施主の住所・氏名**を記入し、**民間事業者・個人が施主となる工事は「届出」「第93条第1項」に○をつけて下さい**（**公官庁などが施主の公共工事の場合は「通知」「第94条第1項」に○**）。

○届出書 別記2の記入について [太枠内（1～10）は届出者・通知者が記入のこと]

1. **所在地**は必ず**地番**で記入して下さい。該当する地番が多数あり、記入欄に記入しきれない場合は、「○町△△番地他口筆」と記入し、任意の別紙にすべての地番を記入したものを添付して下さい。
2. **面積**は**敷地面積**を記入して下さい。建築物等がある場合は（ ）書きで建築面積を記入して下さい。
3. **土地所有者**は発掘予定地の所有者の住所及び氏名を記入して下さい。土地所有者と施主が異なる場合は、両者間の関係を示す「土地利用承諾書」などを添付して下さい（様式は任意のもので結構です）。
4. **遺跡の名称・種類・時代・員数（遺跡数）**が不明な場合当課が記入します（遺跡名称・種類・時代は上記「かわち一ず」でも公開中）。**遺跡の現況（水田・宅地等）は記入して下さい**。
5. **工事の目的に応じて該当する項目**を○で囲んで下さい。「その他建物」及び「その他開発」は後ろの（ ）内に具体的に内容を記入して下さい。建築物なら「木造2階建」、擁壁などの工作物は「その延長距離、幅、高さ、深さなど」を記入して下さい。工事の概要は基礎構造の概要、掘削に関する深度・幅・延長等、構築物の形状・規模等、添付図面で示す内容を可能な限り簡潔に記入して下さい。
6. **工事主体者**は開発事業等の事業主（**施主**）の氏名・住所を記入して下さい。
7. **施工責任者**は開発事業等の**施工業者名**を記入して下さい。未定の場合は「未定」と記入して下さい。
8. **着手時期**・9. **終了時期**は開発事業等**工事の着手時期・終了時期**を記入して下さい。未決定の場合は「令和〇〇年△月中旬」「未定」「協議後」などと記入して下さい。
10. **参考事項**には、**ご連絡先（代理人など）の住所、郵便番号、氏名、電話番号**を記入して下さい。ご提出約1～2ヶ月後に大阪府教育委員会から当課へ届く工事・建築に対する**指示回答や、発掘・立会調査結果**をご連絡先に郵送いたします。また、調査日程の調整も基本的に当該連絡先と実施します。

○**添付図面**について [添付していただく図面は、**A4版**が基本となります]

- ①**位置図**：市販の市街地図・住宅地図等で分布図（1万分の1）以上の精度で工事箇所が確認できるもの
- ②**工事概要図**：住宅等は敷地内の**建物等の配置図、基礎や擁壁等の配置図及び断面図・その他浄化槽等の配置図及び断面図**（各断面図は工事での掘削深度がわかるもの）が基本です。

【文化財担当課(書類提出・問合せ先)】 河内長野市教育委員会 社会教育第2課 文化財保護グループ

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 ※河内長野市役所7階

TEL: 0721-53-1111 (内線749) FAX: 0721-53-1198

MAIL: maibun@city.kawachinagano.lg.jp(担当)

B 大阪府教育委員会の判断

発掘届出が府に送付されると、埋蔵文化財の取扱いについて大阪府教育委員会から指示(発掘調査、立会調査(工事立会)、慎重工事)が、市を経由して申請者に届けられます(届出から1~2ヶ月後)。

C 調査方法 ※府の指示が**発掘調査及び立会の場合、必ず調査日・着工日の協議・連絡**をお願いします。

大阪府教育委員会から指示があると、調査方法・調査期間について協議します。

調査方法は次のとおりです(下記はあくまでも目安であり、工事内容によって協議します)。

○**発掘調査** 遺構・遺物が工事によって破壊される場合。**着工前に確認調査**をおこないます。

※**発掘調査の場合のみ**、市教委(本グループ)宛てに「**埋蔵文化財発掘調査依頼書(1部、押印不要)**」を提出してください。本課HPよりダウンロード可。**施主と土地所有者が異なる場合**、土地所有者用「**発掘調査同意書**」提出(1部、押印不要)もお願いいたします(本課HPよりダウンロード可。包蔵地外試掘調査の場合も同様)。

○**立会調査** 小範囲で緊急を要する工事の場合。依頼書は不要。**工事中に立会**をおこないます。

○**慎重工事** すでに遺跡が破壊されているのが明白な場合(過去に発掘調査済み等)。

D 発掘調査は文化財担当職員が行うか(実際の掘削作業は施工者か委託先) 調査委託先を紹介します。

調査費用は申請に基づき、施主が個人かつ個人が居住する住宅(本課予算範囲内で全額)及び、小規模事業者(個人が施主の共同住宅等含む。費用・調査面積上限あり)以外の調査は、すべて原因者負担です(重機の使用料等)。過去の調査結果等に基づき、遺構・遺物検出の可能性が高い場所について、個人・小規模事業者が施主の場合に限り、行政側が費用等を負担することが可能です。公費負担の場合、依頼書は上記の埋蔵文化財発掘調査依頼書(包蔵地外は下記の試掘調査依頼書)がその代わりとなります。

上記以外の大半の調査は、**着工初日または着工日前**に施工者に掘削をお願いしています。

なお、**発掘調査(確認調査・本調査)・立会調査は原則として市役所開庁日(平日)のみ対応可能**です。

E 確認調査終了後、申請者と調査担当者は調査の成果をもとに、保存についての協議を行います。遺構が検出され本調査になる場合、手続きや費用、調査箇所(工事で遺構が破壊される部分)等について協議します。確認調査で遺構等の検出がなく、工事を施工しても支障がない場合も結果を書面にて通知します。

2. 周知の埋蔵文化財包蔵地以外での土木工事について

周知の埋蔵文化財包蔵地以外でも、新たに遺跡が発見される場合があります。

もし工事中に遺跡が発見された場合は、すみやかに工事を中止し本課文化財保護グループまでご連絡下さい。そして、文化財保護法96条にしたがって遺跡発見届を提出して下さい。

また、工事中の遺跡発見により工事の遅延を避けるために、**敷地面積が500㎡以上**の工事等につきましては**試掘調査(調査済みかつ再調査を要さないものを除く)**を実施しますのでご協力願います(「河内長野市開発事業の手続等に関する条例」による)。本Gあてに**埋蔵文化財試掘調査依頼書(1部、押印不要)及び添付資料(1部。位置図や配置図、基礎や擁壁断面図(掘削深度がわかるもの)など93条届出と同様。本課HPよりダウンロード可)**をご提出ください(調査方法や原因者負担等の考え方は発掘調査と同様)。